

離婚届の記入例

*簡単に消すことが可能なペンで書かないでください。
*誤ったときは二重線で訂正してください。

届出する年月日を記入してください。

離婚届

群馬県邑楽郡板倉町長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	第 号
送付 平成 年 月 日	長印
第 号	
届出者	戸籍記載
記載調査	調査票
別居	住民票
通知	

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に届けが必要です。

氏名	夫 田中 俊彦	妻 田中 雅子
生年月日	昭和50年 6月 16日	昭和53年 2月 15日
住所	群馬県邑楽郡板倉町大字 岩田〇〇〇〇	東京都千代田区若林町 〇丁目××
世帯主の氏名	田中 俊一	青山 孝男
本籍	群馬県邑楽郡板倉町大字飯野〇〇〇	群馬県 〇〇〇
父母の氏名	父 田中 俊一 母 和子	父 青山 孝男 母 里子

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは変更後（現在）の氏を書いてください。

離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 裁判
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
同居の期間	平成20年 1月 から 平成25年 1月 まで		
別居する前の住所	群馬県邑楽郡板倉町大字岩田〇〇〇〇		
別居する前の世帯のおもな仕事と	① 専業主婦または専業主夫その他の仕事を持っている世帯 ② 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ③ 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常勤労働者で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日やまは1年未満の契約の雇用者は除く） ④ ③に当てはまらない常勤労働者数及び会社団体の役員の世界（日やまは1年未満の契約の雇用者は除く） ⑤ ①から④に当てはまらないその他の仕事をしている者がある世帯 ⑥ 仕事をしている者がいない世帯		
夫妻の職業	夫の職業 機会製造・組立	妻の職業 事務	

協議離婚のときは、当事者以外の2人の署名が必要です。（押印は任意）
証人は、離婚の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。

署名押印	高野 徹 (高野印)	根岸 美咲 (根岸印)
生年月日	昭和23年 2月 29日	昭和50年 1月 1日
住所	群馬県館林市城町	群馬県邑楽郡板倉町大字 板倉〇〇〇
本籍	群馬県邑楽郡板倉町朝日野 〇丁目〇〇〇	群馬県邑楽郡板倉町大字 板倉〇〇〇

婚姻で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。

- 元の氏に戻る場合 ①親の戸籍に戻る（左の例になります）
- 元の氏に戻る場合 ②自分の新戸籍をつくる
- 引き続き今までの氏を使う場合 ③別の用紙を離婚届と同時に提出してください。（戸籍法77条2項の届出になります。）

離婚届と同時に77条2項を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

持参していただくもの

- ①離婚届出書（1通）
- ②本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

◎調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3カ月以内であれば裁判所の許可なく、「戸籍法77条2項の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

届出人の署名が必要です。※押印は任意
押印する場合は、同性の場合でも違う印鑑を押してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

届出人署名押印	夫 田中 俊彦 (田中印)	妻 田中 雅子 (田中印)
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	電話 090-0000-1111	自宅・勤務先 雅子 携帯